

基本方針 3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

基本的方向

- 「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切に一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。
- 関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。
- 私立学校における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。

後期事業計画の視点

知的障がい支援学校に在籍する児童・生徒数の増加に対応するため、前期事業計画期間において、府内 4 地域に支援学校を新たに整備した。しかし、2016（平成 28）年 4 月に大阪市立特別支援学校 12 校を府に移管したことに伴い、同年度に実施した大阪府域を含む府立支援学校における知的障がい児童・生徒数の将来推計の結果、今後 10 年間で約 1,400 人の増加が見込まれることから、知的障がいのある児童・生徒の教育環境の充実が求められている。

また、これまでも知的障がいのある生徒が高校で学ぶ、知的障がい生徒自立支援コースと共生推進教室の充実を図ってきたが、2017（平成 29）年 3 月に 10 年間の取組みをとりまとめ、その成果が認められたことから、今後、募集人員の増などの制度の具体的な検討を行い、一層の充実を図る必要がある。

併せて、高校における通級による指導が 2018（平成 30）年度から新たに制度化され、実施できるようになったことから、高校における通級指導の取組みをすすめていく必要がある。

一方で、知的障がい支援学校の卒業生の就職率は全国平均と比べ依然隔たりがあることから、一層の支援体制の充実を図り、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進する必要がある。

さらに、新学習指導要領などの国の動向を踏まえ、教員の専門性の向上や幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた一貫した支援をすすめていく必要がある。

実現をめざす主な指標

| 指 標 | 現 状 値 | 目 標 値 |
|---|---|--|
| 知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率 | 26.2% (2016(平成28)年度) | 35%をめざす (2022年度) |
| 府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率 | 91.6% (2016(平成28)年度) | 100%をめざす (2022年度) |
| 公立小・中学校で通級による指導を受けている児童・生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成率 | <ul style="list-style-type: none"> 個別の教育支援計画 小学校：80.7% 中学校：83.1% 個別の指導計画 小学校：92.3% 中学校：86.8% (2016(平成28)年度) | <ul style="list-style-type: none"> 個別の教育支援計画 小学校：100%をめざす(2020年度) 中学校：100%をめざす(2021年度) 個別の指導計画 小学校：100%をめざす(2020年度) 中学校：100%をめざす(2021年度) |

◇府立支援学校の教育環境の充実

【事業概要】

府立支援学校における知的障がい児童・生徒数の増加に対応するため、2016（平成28）年度に実施した府立支援学校における知的障がい児童・生徒数の将来推計の結果を踏まえ、知的障がいのある児童・生徒の教育環境を充実させる。

◇通学時間の短縮に向けた通学バスの充実

【事業概要】

各学校の児童・生徒数の状況等を勘案し、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なコース編成等により、長時間乗車による児童・生徒の負担を軽減する。

【事業目標】

| 現状 | 目標 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・60分を超える乗車時間を要する児童・生徒が3.9% (2017（平成29）年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・全児童・生徒の乗車時間：60分以内 (2022年度) |

◇支援学級・通級指導教室の充実

【事業概要】

☞支援学級の充実

支援学級に在籍する児童・生徒の障がいの多様化・重度化が進む中、障がい種別による支援学級の設置を促進するとともに、支援学校におけるセンター的機能を活用し、小・中学校への訪問相談等により教職員の専門性向上を支援する。

☞通級指導教室の充実

小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒への指導・支援の充実を図るため、通級指導教室の設置をすすめる。

また、2018（平成 30）年度から高等学校における通級による指導が制度化されたことを受け、高校に在籍する障がいのある生徒への指導・支援の充実を図るため、府立高校における通級による指導の取組みをすすめる。

【事業目標】

| 現状 | 目標 |
|--|----------------------------------|
| 【支援学級】 ・複数の障がい種別が混在する支援学級 小学校：2.07%、中学校：3.17% (2017（平成 29）年度) | ・障がい種別による支援学級の設置の促進 (2022 年度) |
| 【通級指導教室（公立小・中学校）】 ・41 市町村において、206 教室 (小学校：156 教室、中学校：50 教室) (2017（平成 29）年度) | ・基礎定数化による通級指導教室の充実 (2022 年度) |
| 【通級による指導（府立高校）】 ・国事業において、府立 1 校でモデル実施 (2017（平成 29）年度) | ・通級による指導の充実 (2022 年度) |

◇医療的ケアを実施する体制整備の支援

【事業概要】

支援学校において、高度な医療的ケアに対応するため、医療との連携をすすめるなど、医療的ケア実施体制の整備を支援する。

また、小・中学校における安心・安全な医療的ケアの実施体制の整備を支援する。

◇自立支援推進校、共生推進校の充実と、その成果の高校全体への普及

【事業概要】

府立高校において「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、知的障がい生徒自立支援コースの募集人員の増や新たな共生推進教室の設置など、自立支援推進校、共生推進校のさらなる充実について検討する。

また、自立支援推進校等4校を支援教育サポート校として、訪問相談や研究授業の開催などにより、自立支援推進校等で培われた教科指導等のノウハウを高校全体に普及する。

◇障がいのある生徒の高校生活支援の充実【再掲】

【事業概要】

障がいのある生徒の府立高校への入学が増加する中、スクールカウンセラーや看護師など、専門的知識を有する支援員（エキスパート支援員）や看護師を学校に配置し、直接障がいのある生徒の心身のケアや支援を行うほか、教員に対して障がいのある生徒の対応・支援のための助言やコンサルテーションを行う。

また、学校生活支援員（介助員、学習支援員）を配置し、生徒の生活介助やメモ取りなどの学習支援を行う。

さらに、府立高校において、高校生活支援カードを活用し、障がいのある生徒の状況や保護者のニーズを把握し、生徒、保護者、中学校の想いを受け止め、高校卒業後の社会的自立に向けて学校生活を送れるよう適切な指導・支援の充実を図る。

（「基本方針 2（2）：活力あふれる府立高校づくりをすすめます」参照）

◇地域とともにある支援学校づくり

【事業概要】

府立支援学校の幼児・児童・生徒が、地域の幼・小・中・高等学校の幼児等と交流及び共同学習を行うことにより、地域における障がい者理解を促進し、地域とともにある支援学校づくりを行う。

【事業目標】

| 現状 | 目標 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・居住地校（児童・生徒が居住する地域の学校）との交流を2人以上実施している学校の割合 小学部：88.9% 中学部：48.6% （2016（平成28）年度）・学校間交流をホームページに掲載している学校の割合 10.9% （2016（平成28）年度） | <ul style="list-style-type: none">・居住地校（児童・生徒が居住する地域の学校）との交流を2人以上実施している学校の割合 100%をめざす （2022年度）・学校間交流をホームページに掲載している学校の割合 100%をめざす （2022年度） |

◇授業改善への支援

【事業概要】

☞教員研修の充実

府教育センターにおいて、教員の経験年数等のキャリアに応じた授業づくり研修を実施する。これらの研修を通して、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた授業づくりや、知識・技能の伝達だけでなく、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ授業への工夫・改善を促進し、「主体的・対話的で深い学び」の充実を図る。

また、研修を通じて、学びの成果として「何が身に付いたか」に関する学習評価のあり方やその評価方法等を改善・充実させる。

☞校内研究の推進

府立学校が組織的な授業改善を図ることができるよう、府教育センターによるパッケージ研修支援等を継続的に実施し、校内研修のための資料やその具体的活用方法を提供することで、校内体制づくりや教員全体の授業力向上を図る。

【事業目標】

| 現状 | 目標 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・授業づくり研修の実施 (2017(平成29)年度)・「府立支援学校パッケージ研修支援」の実施 6校 (2017(平成29)年度) | <ul style="list-style-type: none">・授業づくり研修受講者の肯定的評価 90%以上 (2018(平成30)年度から)・「授業づくりガイドブック」を活用したパッケージ研修支援を実施 2018(平成30)年度から2022年度までで延べ30校 |

◇職業学科を設置する知的障がい高等支援学校を中心とした就労支援体制の構築

【事業概要】

大阪市から移管した知的障がい支援学校高等部に「職業コース」を設置するとともに、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校を就労支援の拠点に位置付け、企業開拓、職場実習支援、企業情報の収集・提供を柱とするサポート体制を充実することにより、府立支援学校における就労支援の充実を図る。

また、早期からのキャリア教育の充実により、小学部・中学部・高等部を通じた系統的な職業教育を実施し、地域の福祉・労働機関等への移行支援を充実させ、卒業後の職場定着につなげる。

◇関係部局の連携による就労支援の充実

【事業概要】

☞就職希望者を対象とした就職支援

支援学校等に在籍する生徒で、卒業後の就職先が内定していない就職希望者を対象に企業実習など障がい者委託訓練を活用して、教育から一般就労への連続した就労支援を行う。

また、大阪障害者職業能力開発校、高等職業技術専門学校において職業訓練を実施するほか、府内 6 施設へ職業訓練を委託し、就職に向けた支援を行う。

☞府庁職場における職場実習の推進

府立支援学校、自立支援推進校・共生推進校が実施する職場実習について、府庁各部局で受入れを行う。

☞農を通じた就労支援の推進

支援学校の生徒等を対象に、府立環境農林水産総合研究所内福祉農園での農業体験や、農業生産法人等の現場での就労体験等を実施し、農を通じた就労支援を推進する。

【事業目標】

| 現状 | 目標 |
|---|---|
| 【職業訓練の実施】 ・大阪障害者職業能力開発校・高等職業技術専門校の障がいの者の職業訓練における就職率 85.6% （2016（平成 28）年度） ・特別委託訓練における就職率 90.4% （2016（平成 28）年度） | ・大阪障害者職業能力開発校・高等職業技術専門校の障がいの者の職業訓練における就職率 80%以上を維持 （2018（平成 30）年度から 2021 年度まで） ・特別委託訓練における就職率 80%以上を維持 （2018（平成 30）年度から 2021 年度まで） |
| 【府庁職場における職場実習の推進】 ・受入人数 18 校 22 人 （2017（平成 29）年度） | ・受入人数 各支援学校 1 人 （2022 年度） |
| 【農を通じた就労支援の推進】 ・府立環境農林水産総合研究所での支援学校生徒の農業実習受け入れ 12 回延べ 180 名 ・教員向け講習会 1 回 ・教員に対する技術支援 12 回 （いずれについても 2017（平成 29）年度） | ・府立環境農林水産総合研究所での支援学校生徒の農業実習受け入れの継続 ・教員向け講習会の継続実施 ・教員に対する技術支援の継続実施 （いずれについても 2018（平成 30）年度から） |

◇府立支援学校におけるセンター的機能の発揮

【事業概要】

地域で学ぶ障がいのある子どもの支援の充実に向けて、校内に地域支援室の整備をすすめるとともに、地域支援リーディングスタッフを配置し、訪問相談や来校相談、研修講師派遣等を行うことにより、地域の小学校・中学校等の専門性向上に向けた支援を行う。

さらに、府立支援学校のうち地域支援の核となる拠点校を地域バランスを考慮して設置し、センター的機能のさらなる充実を図る。

また、府立支援学校においては、在籍する幼児・児童・生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、特別支援学校教諭免許状保有率を上げるなど、専門性のさらなる向上を図る。

【事業目標】

| 現状 | 目標 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校教諭免許状保有率 67.3% (2017(平成29)年度) | <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校教諭免許状保有率 100%をめざす (2020年度から) |
| <ul style="list-style-type: none"> 府立支援学校 31校に地域支援室を整備 (2017(平成29)年度) 拠点校モデルとして3ブロックが実施 (2017(平成29)年度) | <ul style="list-style-type: none"> 全府立支援学校に「地域支援室」を整備 (2022年度) 全ブロックにおいて、拠点校に相談支援窓口を一本化し、多様化する支援要請に即応できる体制を構築 (2022年度) |

◇支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実

【事業概要】

児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を実施するため、すべての学校において校内委員会を組織的に活用するとともに、校内研修の企画・運営、関係機関との連絡調整等を行う支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図る。

◇「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用促進

【事業概要】

福祉・医療・労働等の関係機関や専門家との連携・協力、本人・保護者等の参画のもと、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じ、キャリア教育の観点を含めた指導など、乳幼児期から学校卒業後を見通した一貫した支援を行う。また、担当者向けの実践報告会を実施し、「個別の教育支援計画」等の作成・活用の促進を図る。

【事業目標】

| 現状 | 目標 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・府立支援学校に入学する児童・生徒の「個別の教育支援計画」等の引継ぎを行っている割合 就学前施設から小学部 1 年生：76.0% 小学校から中学部 1 年生：68.7% 中学校から高等部 1 年生：72.9% (2017 (平成 29) 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・府立支援学校に入学する児童・生徒の「個別の教育支援計画」等の引継ぎを行っている割合 いずれについても 100%をめざす (2022 年度) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」作成状況 公立小・中学校の支援学級：100% 公立小学校の通級指導教室：80.7% 公立中学校の通級指導教室：83.1% 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校：86.8% (いずれについても 2016 (平成 28) 年度) ・「個別の指導計画」作成状況 公立小・中学校の支援学級：100% 公立小学校の通級指導教室：92.3% 公立中学校の通級指導教室：86.8% 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校：86.3% (いずれについても 2016 (平成 28) 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」作成状況 いずれについても 100%をめざす 小学校：2020 年度 中学校：2021 年度 府立高校：2022 年度 ・「個別の指導計画」作成状況 いずれについても 100%をめざす 小学校：2020 年度 中学校：2021 年度 府立高校：2022 年度 |

◇通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒等への支援【一部再掲】

【事業概要】

幼稚園や小・中学校において、すべての子どもにとって「わかる・できる」授業や保育、集団づくりに関する実践研究の成果を普及させることで、教員の授業指導力の向上を図るとともに、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用を図る。

府立高校においては、生徒の卒業後の自立した社会生活に必要な力の育成に向けた適切な支援の実践研究の成果を普及する。また、全府立高校において高校生活支援カードを活用し、生徒の状況や保護者のニーズを把握し、生徒、保護者、中学校の想いを受け止め、高校卒業後の社会的自立に向けて学校生活を送れるよう適切な指導・支援の充実を図る。

（「基本方針2（2）：活力あふれる府立高校づくりをすすめます」参照）

◇地域における支援体制の充実（発達障がい者支援センターの運営）

【事業概要】

発達障がい児（者）に対する支援を総合的に行う府内の拠点として、発達障がい者支援センターが本人及び家族からの相談に応じ、指導・助言を行うとともに、小・中学校や支援学校等の関係機関との連携による総合的な支援を行う。

【事業目標】

| 現状 | 目標 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 3,504 件 ・関係機関への助言 181 件 ・外部機関や地域住民への研修・啓発 36 件 （いずれも 2016（平成 28）年度） | <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 3,500 件 ・関係機関への助言 160 件 ・外部機関や地域住民への研修・啓発 50 件 （いずれについても 2020 年度） |

◇支援教育の充実に向けた取組みの支援【一部再掲】

【事業概要】

障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図るため、私学団体とも連携しながら、私立幼稚園等教員の障がいへの理解を深めるための研修の充実を図る。

また、府内の私立幼稚園等に就園する障がいのある幼児の支援教育の充実及び教育条件の向上を図るため、設置者に対し幼児の保育に必要な経費を支援する。

さらに、障がいのある幼児・児童・生徒が個々のニーズに応じた適切な指導及び支援が受けられるよう、府立支援学校の地域支援リーディングスタッフ等が、私立学校の教職員や保護者の教育ニーズに対応できる体制（地域支援体制）の整備を図る。

（「基本方針2（1）：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照）

【事業目標】

| 現状 | 目標 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 支援教育に関する研修を受講した私立幼稚園等教諭 67.6%（隔年調査） （2015（平成27）年度） | <ul style="list-style-type: none"> 支援教育に関する研修を受講した私立幼稚園等教諭 90% （2022年度） |